

福岡県による要請に応じて、【第1期】令和3年1月16日から2月7日まで、【第2期】令和3年2月8日から2月28日まで、緊急事態宣言解除後の【第3期】令和3年3月1日から3月7日までの各全ての期間に営業時間短縮を行った事業者の皆さまに協力金を給付することとしています。

要請期間の延長に伴い、【第4期】令和3年3月8日から3月21日まで(要請期間が短縮された場合は短縮後の要請期間の最終日まで)の全ての期間に営業時間短縮を行った事業者の皆さまに協力金を給付します。

※やむを得ない理由により、【第1期】において、1月16日から要請に応じられなかった場合は1月18日までに、【第2期】において、2月8日から要請に応じられなかった場合は2月10日までに、【第4期】において、3月8日から要請に応じられなかった場合は3月10日までに要請に応じた方が対象になります。

福岡県からの要請

	【第1期】	【第2期】	【第3期】	【第4期】
要請期間	令和3年1月16日(土)0時～2月7日(日)24時	令和3年2月8日(月)0時～2月28日(日)24時	令和3年3月1日(月)0時～3月7日(日)24時	令和3年3月8日(月)0時～3月21日(日)24時 ※要請期間が短縮された場合は短縮後の要請期間の最終日まで
区域	福岡県内全域			
要請対象施設	<p>○飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設が要請の対象 ※設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)は要請の対象です。</p> <p>○次の施設は、飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設であっても要請の対象外 ネットカフェ、漫画喫茶、宅配・テイクアウト専門、キッチンカー、スーパーやコンビニのイートインスペース、自動販売機、ホテル等の宿泊施設において宿泊客のみに飲食を提供する場合の飲食施設、結婚式場、葬儀場</p>			
要請内容	<p>○営業時間を5時から20時までの間とすること ※もともとの営業時間が5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外</p> <p>○酒類提供時間を11時から19時までの間とすること</p>		<p>○営業時間を5時から21時までの間とすること ※もともとの営業時間が5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外</p> <p>○酒類については提供時間を11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること</p>	

給付額

※第4期については、要請期間が短縮された場合は最終日までの日数×4万円となります。

	要請に応じた期間	1店舗あたり給付額
【第1期】	令和3年1月16日(土)～2月7日(日)	138万円(1日あたり6万円×23日)
	〃 1月17日(日)～2月7日(日)	132万円(1日あたり6万円×22日)
	〃 1月18日(月)～2月7日(日)	126万円(1日あたり6万円×21日)
【第2期】	〃 2月8日(月)～2月28日(日)	126万円(1日あたり6万円×21日)
	〃 2月9日(火)～2月28日(日)	120万円(1日あたり6万円×20日)
	〃 2月10日(水)～2月28日(日)	114万円(1日あたり6万円×19日)
【第3期】	〃 3月1日(月)～3月7日(日)	28万円(1日あたり4万円×7日)
【第4期】	〃 3月8日(月)～3月21日(日)	※ 56万円(1日あたり4万円×14日)
	〃 3月9日(火)～3月21日(日)	※ 52万円(1日あたり4万円×13日)
	〃 3月10日(水)～3月21日(日)	※ 48万円(1日あたり4万円×12日)

申請受付期間(電子申請・郵送申請)

※【第4期】を申請する際に、【第2期】及び【第3期】をまとめて申請することができます。詳細は改めてお知らせします。

【第1期】 令和3年2月8日(月)～3月7日(日)

【第2期】 〃 3月1日(月)～4月21日(水) ※第2期の電子申請の受付開始は3月10日(水)の予定です。

【第3期】 〃 3月8日(月)～4月21日(水) ※第3期の電子申請の受付開始は3月17日(水)の予定です。

【第4期】 〃 3月22日(月)～4月21日(水) ※要請期間の短縮により変更となる場合があります。第4期の電子申請の受付開始時期は改めてお知らせします。

給付要件

- ①福岡県内において、夜20時から翌朝5時まで(【第3期】又は【第4期】においては夜21時から翌朝5時まで)の時間帯に営業を行っている要請対象施設を運営する事業者であること
- ②要請期間の全ての期間に、要請に応じていること。但し、やむを得ない理由により、【第1期】において、1月16日から要請に応じられなかった場合は1月18日までに、【第2期】において、2月8日から要請に応じられなかった場合は2月10日までに、【第4期】において、3月8日から要請に応じられなかった場合は3月10日までに要請に応じ、残りの全ての期間に要請に応じていること
(※この期間、休業する場合も含む)
- ③要請対象施設に関して、営業に必要な許認可を取得していること

必要書類

※【第2期】、【第3期】、【第4期】については、各期より前の期に申請済の場合は、★の書類で可とする予定です。

- ①本人確認書類の写し(運転免許証など)※個人事業者のみ
 - ②通帳の写し
 - ③確定申告書(税務署の收受印又は税理士の証明印が有るもの)の写し
※【法人】最新の事業年度分、【個人事業者】令和元年分、令和2年分のいずれか
※③が提出できない場合は、直近3カ月の売上帳の写し。ただし、新規開業のため初回の確定申告の時期を迎えていない場合は、法人設立届出書又は開業届の写しでも可
 - ④店舗の外観全体(社名や店舗名)が分かる写真
 - ★⑤飲食店営業許可等、営業に必要な許認可を取得していることが分かる書類の写し
 - ★⑥営業時間短縮の状況が分かる書類の写し又は写真(変更前後の営業時間を確認できるホームページや店頭ポスター、チラシなど)
 - ★⑦酒類の提供時間が分かる書類の写し又は写真(メニュー表など)※該当する飲食店のみ
 - ★⑧【第1期】、【第2期】又は【第3期】の給付決定通知の写し
※【第1期】、【第2期】又は【第3期】の給付決定を受けた方のみ
- ※上記以外に事務局が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

協力金に関するお問い合わせ先

福岡県感染拡大防止協力金コールセンター

TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時~17時)

福岡県感染拡大防止協力金ホームページ

福岡県感染拡大防止協力金



福岡県新型コロナウイルス感染防止宣言ステッカーについて

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「感染防止宣言ステッカー」を掲示して安心して利用できる店舗であることをお知らせしましょう。

<福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口> TEL:092-643-3599(9:00~18:00 平日)

